

第 27 号議案

東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 27 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員の超過勤務に関し、規定の整備を図るため提出  
します。

東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例

東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「同条に規定する断続的な勤務以外の勤務」の次に「(以下「超過勤務」という。)」を加え、同条ただし書中「当該断続的な勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

第9条の3第1項中「第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。)」を「超過勤務」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(東京都台東区職員の給与に関する条例の一部改正)

2 東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。